



島根県報

平成24年4月6日（金）

第2,381号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
島根県青年農業者等育成センターの名称の変更	（農業経営課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農村整備課）	2
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（　　　　　）	4
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	5
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（　　　　　）	5

【公 告】

平成24年度島根県狩猟免許試験の実施	（森林整備課）	5
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（　　　　　）	7

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定	（文化財課）	10
---------------	--------	----

告 示**島根県告示第228号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人かなぎ福祉会	訪問介護 介護予防訪問介護	緑ヶ丘ヘルパーステーション	浜田市浅井町122-2	平成24年4月1日

島根県告示第229号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第3項の規定により、次のとおり島根県青年農業者等育成センターの名称の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県青年農業者等育成センターの名称		変更年月日
変更前	変更後	
財団法人しまね農業振興公社	公益財団法人しまね農業振興公社	平成24年4月1日

島根県告示第230号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成24年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
小山地区農道事業（県営基幹農道整備事業）	平成24年3月12日

島根県告示第231号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー知井宮複合店 出雲市神門町783番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,405平方メートル (A棟 (ジュンテンドー) : 1,134平方メートル)

(B棟 : 271平方メートル)

(変更後) 1,263平方メートル (A棟 (ジュンテンドー) : 1,134平方メートル)

(B棟 (ファミリーマート) : 129平方メートル)

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 100台

(変更後) 88台

ウ 駐輪場の位置

(変更前) A棟 : 建物北側、B棟 : 建物北側

(変更後) A棟 : 建物北側、B棟 : 建物北東側

エ 荷捌き施設の位置

(変更前) A棟 : 建物北西側、B棟 : 建物北西側

(変更後) A棟 : 建物北西側、B棟 : 建物西側

オ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) A棟 : 建物西側、B棟 : 店舗建物内西側

(変更後) A棟 : 建物西側、B棟 : 店舗建物外西側

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) A棟 (ジュンテンドー) : 午前9時00分から午後8時00分まで

(変更後) A棟 (ジュンテンドー) : 午前8時30分から午後8時00分まで

B棟 (ファミリーマート) : 24時間

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時00分まで

(変更後) 24時間

ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所 (北側 : 3箇所、南側 : 2箇所)

(変更後) 7箇所 (北側 : 4箇所、南側 : 2箇所、西側 : 1箇所)

ケ 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時00分から午前0時00分まで

(変更後) 午前4時00分から午後10時00分まで

(4) 変更する年月日

ア、イ、ウ、エ、オ : 平成24年11月28日

カ、キ、ク、ケ : 平成24年3月28日

2 届出年月日

平成24年3月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課 (出雲市今市町70番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第232号

平成23年島根県告示第800号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成24年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東出雲ショッピングパーク 松江市東出雲町錦新町八丁目1番地2

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の変更においては、次の点について十分配慮すること。

ア 東出雲町自治連合会及び周辺自治会に十分情報提供を行い、地域で混雑が生じないように努めること。また、周辺地域からの苦情に対して適切に対処すること。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音について環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないよう努めること。

ウ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止に配慮し、苦情があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守して適正な処理を行い、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。

オ 当該区域は、出雲郷東灘・揖屋町西地区計画区域内にあるため、都市計画法第58条の2第2項の規定により、地区計画区域内における行為の届出事項の変更について、行為に着手する日の30日前までに松江市都市計画課まで届出てください。

また、松江市屋外公告物の表示について、設置の2週間前までに松江市都市計画課まで申請してください。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1週間

島根県告示第233号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

出雲市湖陵町大池1936-1 石飛正美

〃 湖陵町差海1066 桑原佐文

〃 湖陵町大池962 川上 稔

(2) 加入区

湖陵町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第234号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

海士町加入区（海士町漁業協同組合）

公**告**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成24年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成24年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 指定する法定猟具の1つを架設すること。 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 指定する法定猟具の1つを架設すること。 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 距離の目測を行うこと。 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 距離の目測を行うこと。 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月24日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
7月1日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139	県内全域

			出雲合同庁舎	
7月8日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	県内全域
7月11日(水)	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
7月15日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月22日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月29日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成24年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適正検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月5日(火)	午前9時～	益田市美都町都茂1803-1 益田市美都総合支所	益田市美都町
6月5日(火)	午後1時30分～	益田市匹見町イ1265 匹見タウンホール	益田市匹見町
6月7日(木)	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木500-1 吉賀町柿木庁舎	吉賀町(旧柿木村)
6月7日(木)	午後1時30分～	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町本庁舎	吉賀町(旧六日市町)
6月8日(金)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市(旧益田市)
6月15日(金)	午前9時～	鹿足郡津和野町日原22-1 日原山村開発センター	津和野町(旧日原町)
6月15日(金)	午後1時30分～	鹿足郡津和野町後田口66-2 津和野町コミュニティセンター	津和野町(旧津和野町)
6月20日(水)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市(旧益田市)
7月3日(火)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	奥出雲町
7月3日(火)	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月4日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月4日(水)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(旧大東町・加茂町・木次町)
7月4日(水)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	川本町、美郷町
7月5日(木)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1	雲南市(旧三刀屋町・吉田村・掛合

		雲南合同庁舎	町)、飯南町
7月5日(木)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	邑南町
7月5日(木)	午後1時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市)
7月6日(金)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
7月6日(金)	午後1時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市旭町、弥栄町
7月11日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月12日(木)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
7月12日(木)	午後1時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市金城町、三隅町
7月13日(金)	午後1時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市
7月25日(水)	午前9時30分～	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐郡
9月3日(月)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。)

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁農林局林業振興・普及第二グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地为管轄する隠岐支庁農林局林業振興・普及第二グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに申請すること。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月6日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
彫刻	木造摩多羅神坐像	1 軀	安来市清水町528	宗教法人清水寺